

## 第4章 騒音・振動対策

### 第1節 工場騒音・振動及び特定建設作業騒音・振動対策

#### 第1 規制の対象及び規制権限

##### 1 規制対象

工場、事業場に係る騒音・振動の規制対象については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く区域を規制対象地域とし、圧延機械など30種類の施設を設置する工場、事業場から発生する騒音を規制対象としている。また、府公害防止条例では、府下全域を規制対象地域とし、原則として、すべての工場、事業場から発生する騒音・振動を規制対象としている。

特定建設作業に係る騒音・振動の規制対象は、騒音規制法では、くい打機、くい抜機等を使用する作業を始め5種類の建設工事に係る作業から発生する騒音を規制対象としているが、府公害防止条例ではこれらの5種類の作業のほかブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等3種類の作業を含め、計8種類の作業から発生する騒音・振動について規制を行っている。なお、昭和49年度中に市町村が特定建設作業として実施の届出を受理した件数は3,527件で、そのうちブルドーザー、ショベル系掘削機を使用する作業は1,537件で約44%を占めている。

##### 2 規制権限の委任

騒音規制法及び府公害防止条例の施行については、広域的な判断を必要とする事務（規制地域の指定、規制基準の設定）は知事が行い、規制関係事務は市町村長に委任することができるものとされている。

本府においては、昭和44年4月、大阪市ほか16市に騒音・振動の規制事務を委任したのを始めとして、順次、各市町村にその事務を委任し、現在、法律、条例に基づく規制事務はすべて直接市町村が行っている。

#### 第2 規制基準の強化等

都市計画法の新用途地域の指定が昭和48年10月に完了したことに伴い、工場、事業場騒音及び特定建設作業騒音に係る規制基準の区域のあてはめの見直しを行い、騒音

規制法第4条の規定に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準を改正した(昭和49年7月1日大阪府告示第948号及び同第949号)。

これとあわせて住居系地域において工場、事業場騒音による苦情が多く、環境管理計画の目標及び騒音に係る環境基準を達成するためには、規制基準の強化を図る必要があり、第2種区域(第2種住居専用地域、住居地域及び用途地域の定められていない地域)の「昼間」における規制基準を昭和49年7月1日(既設工場にあっては昭和50年7月1日)から55ホンとし、従前より5ホン厳しくした(表3-4-1)。

表3-4-1 工場、事業場騒音に係る規制基準の改正

(単位：ホン)

時間  の  区  分 区域  の  区  分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午前6時まで
第1種区域		45	50	45	40
第2種区域		50	55	50	45
第3種区域		60	65	60	55
第4種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

(注) 「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の地域をいう。

- (1) 第1種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居専用地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居専用地域及び住居地域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第4種区域に該当する地域以外の地域
- (3) 第3種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第4種区域に該当する区域以外の地域
- (4) 第4種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域及び工業専用地域並びに大阪国際空港及び八尾空港の敷地

### 第3 規制指導等

#### 1 規制指導

騒音・振動に係る工場、事業場に対する規制権限は、すべて市町村に委任して

いるので、府としては委任市町村が規制事務を円滑に執行できるよう配慮する必要がある。このため、市町村の関係職員に対し、騒音規制の現地指導を始め騒音防止技術等に関する研修会を開催するなどの措置を講じた。

## 2 工場、事業場に対する改善勧告等

騒音規制法又は府公害防止条例に基づいて市町村長が行った昭和49年度における工場、事業場に対する改善勧告又は改善命令等の発令件数は表3-4-2のとおりである。なお、工場、事業場における騒音・振動の防止対策の改善は、近隣住民の苦情の申立てに端を発して、当事者間の話し合いと並行して行われる市町村の行政指導の段階で措置されるケースが多い。

表3-4-2 改善勧告等件数調（昭和49年度）

業種	区分		計画変更勧告		改善勧告		改善命令		合計
	市町村	件数	市町村	件数	市町村	件数			
合成樹脂加工	—		大阪市	3	—			3	
木材・木製品	—		大阪市	2	—			2	
金属	大阪市	1	大阪市	1	—			2	
非鉄金属	—		—		門真市	1		1	
合計		1		6		1		8	

## 第2節 その他の騒音・振動対策

### 第1 新幹線鉄道騒音対策

#### 1 国及び国鉄が講じた措置

昭和47年12月に環境庁長官が運輸大臣に対し「新幹線鉄道騒音に係る緊急対策」についての勧告を行って以来、国鉄は、騒音低減対策として防音壁の設置、無道床鉄桁橋りょうの防音工事等を実施している。更にこのような対策では騒音防止が困難な地域については、民家の防音工事の助成を主な内容とする障害対策処理要綱を定め、昭和49年6月から実施している。また、環境庁においては中央公害対策審議会に新幹線鉄道騒音に係る環境基準の設定について諮問を行い、中央公害対策審議会で審議が進められた(付録5参照)。

#### 2 新幹線鉄道騒音調査の実施

本府では、国鉄が進めている音源対策の効果を把握するため高槻市の協力を得

て昭和49年10月に、防音壁の効果測定を実施した。この測定のみで効果を正確には握し評価するまでには至らなかったが、おおむね、2ないし3ホンの低減がみられた(表3-4-3)。

表3-4-3 新幹線騒音防音壁の効果測定

(1) 水平方向に対する効果

(単位：ホン)

区分	距離						車速 km/時間
	軌道直下	12.5m	25m	50m	100m	200m	
対策前	76 (78)	79 (81)	83 (85)	81 (83)	78 (80)	69 (71)	186
対策後	84	80	80	78	77	70	203

- (注) 1 測定場所は、高槻市下田部である。  
 2 騒音値は、測定器の存する側の軌道を通過する列車についての平均値である。  
 3 ( )内の数値は、速度を同一条件(203km/時間)として補正したものである。

(2) 垂直方向に対する効果

(単位：ホン)

区分	高さ	距離				車速 km/時間	
		軌道直下	地上 1.2m	5m (2階)	7.5m (3階)		10m (4階)
対策前	—	—	84 (85)	—	87 (88)	92 (93)	193
対策後	86	86	83	85	85	87	199

- (注) 1 測定場所は高槻市萩之庄である。  
 2 騒音値については(1)の表の(注)の2に同じ。  
 3 ( )内の数値は、速度を同一条件(199km/時間)として補正したものである。

## 第2 航空機宣伝放送による騒音対策

航空機からの宣伝放送は、府公害防止条例に基づき時間、音量等が規制されており、昭和48年末からは、業界が日曜・祝日の宣伝飛行を自粛している。昭和49年度における宣伝放送の実施状況は、総数20,400回であり、地域的には大阪市内及びその周辺で多く、また曜日別では、土曜日に集中するようになっている。

昭和49年度には8件の苦情が本府に寄せられているが、本府では航空機宣伝放送の実施状況を監視するため、大阪市域を中心に騒音レベル等を測定し、その結果に基づき飛行方法の改善等について業界を指導した。